

木造住宅除却工事費に 20万円補助を実施します



住宅の倒壊等による被害の防止を目的として、木造住宅除却工事に対して、1戸当たり20万円（限度額）補助を実施します。詳しくは、市都市計画課へお問い合わせください

◇申請受付

令和7年12月5日（金）まで

※申請額の合計が補助金の予算額に達した時点で終了します。

※除却工事は2月末までに完了してください。

◇補助対象経費

木造住宅除却工事費（補助対象住宅の解体、廃材の運搬及び処分に要する費用）

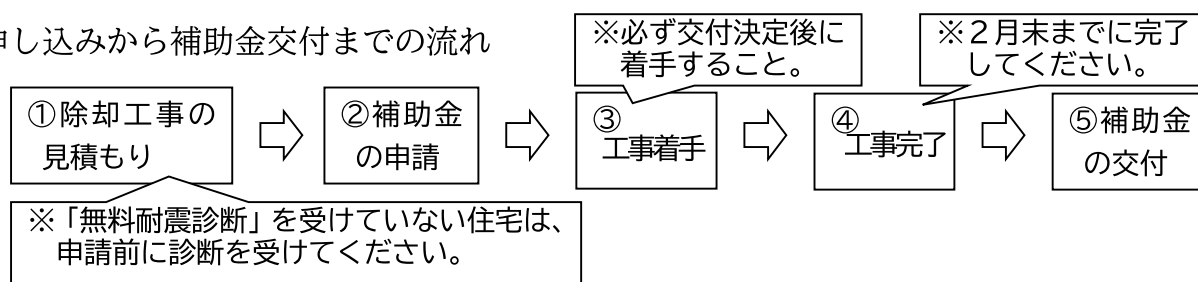
◇補助限度額

上限20万円

◇木造住宅耐震改修費等補助事業（除却工事）の補助を受けるための主な条件

- ①旧基準で建てられた木造住宅（昭和56年5月末日までに着工）で市が実施する「無料耐震診断」を受け、判定値が1.0未満と診断された住宅を全て除却する工事であること。※一部除却は、補助対象外です。
- ②知多市民間木造住宅耐震改修費等補助事業その他の補助制度に基づく補助金その他これに準ずるものの交付を受けた、又は受けようとする住宅でないこと。

◇申し込みから補助金交付までの流れ



◇補助金交付申請に必要な書類

- ・ 知多市民間木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 除却する住宅の配置図
- ・ 写真（2面以上）
- ・ 除却費の見積書の写し（施工業者又は設計士の記名のあるもの）
- ・ 市税、都市計画税及び国民健康保険税の納税証明書又は納税状況確認同意書
- ・ 案内図
- ・ その他、市長が必要と認める書類

◇問い合わせ先

知多市都市計画課 電話0562-36-2669（直通）

木造住宅耐震改修費等補助のご案内

木造住宅除却補助

申請者

都市計画課

知多市民間木造住宅耐震診断（無料）

判定値1.0
未満

判定値1.0
以上

耐震性あり
補助対象外

除却工事費の
見積もり

補助金交付申請書
作成

提出

補助金交付申請書
受付

補助金の申請は12月5日まで、
工事は2月末までに完了して下さい

工事契約は決定通知後に

工事契約

工事着手

工事完了

決定通知書送付

補助金交付決定

実績報告書作成

工事完了後30日以内に提出

実績報告書受付

請求書

提出

補助金確定

補助金

補助金は上限20万円

補助金支払い

確定通知書送付